

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 愛媛県
農業委員会名： 八幡浜市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,576
自給的農家数	226
販売農家数	1,350
主業農家数	703
準主業農家数	131
副業的農家数	582

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,364
女性	1,545
40代以下	702

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	386
基本構想水準到達者	122
認定新規就農者	34
農業参入法人	22
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	25	2,975				3,000
経営耕地面積	13	2,140	26	2,114	0	2,153
遊休農地面積						321
農地台帳面積	27	3,637	1	3,636	0	3,664

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

任期満了年月日 R 5年 7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	14
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	17	17	12

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,000ha	1237.28ha	41.24%
課 題	経営農地の分散化、労働力不足により、農作業の負担が増大している。また、高齢化による離農が進行する中で、後継者不足や立地条件等多数の問題もあり、遊休農地は増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1287.28ha (うち新規集積面積 50ha)
目標設定の考え方:前年度の目標及び実績をふまえた担い手への集積	
活動計画	市、農協、農地中間管理機構等関係機関と連携し、「人・農地プラン」の実践や農地中間管理事業の活用など、年間を通して農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。 また、担い手への農地利用の集積状況を踏まえ、地域に応じた取り組みを推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	8経営体	6経営体	7経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	8.21ha	5.69ha	4.57ha
課 題	新規参入者は横ばいの状態であり、後継者不足、労働力不足の状態は継続している。 地域の状況に合わせた担い手の育成や農地の提供により、安心して農業経営が行える環境を作り、新規参入者の確保に努める必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	6経営体	参入目標面積	5.7ha
活動計画	市、農協、農地中間管理機構等関係機関と連携し、農地の借入れ意欲のある認定農業者や参入希望者の把握に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,230ha	321.2ha	9.94%
課 題	市内全体で年々耕作放棄地は増加傾向にあるが、特に海岸部(向灘・川上・真穴)を除いた地域では耕作者の高齢化、担い手不足により耕作放棄地の増加が顕著となっている。また、有害鳥獣被害でも市内全域で多発していることから、関係機関と連携し、早急な対応を検討する必要がある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 3ha 目標設定の考え方:前年度目標と実績を踏まえ、同面積の遊休農地の解消を目指す。		
	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用状況調査	36人	4月～5月	6月～8月
	調査方法	4月～5月にかけて利用状況調査及び農地パトロールを行い、現状を把握し、発生を防止する。また土地所有者に意向を確認し、保全管理、農地斡旋等を促進する。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	7月～9月	10月～12月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,000ha	0ha
課 題	山間部や住宅密集地は地元農業委員の監視が行き届かない場所があり、違反転用の発見が遅れがちである。そのため関係機関との連携をとり、農地パトロールなどの重点的な監視活動が必要である。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	4月～5月にかけて農地の利用状況調査及び農地パトロールを行い、現状を把握し発生を未然に防ぐ。また、違反転用を確認した場合は、当事者に適切な管理をするよう指導する。違反転用での転用許可申請があった場合は、その都度農地部会役員と現地調査し、土地所有者に指導し、農地部会を開催して協議する。年1回農業委員会だよりを発行して広報活動を行う。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

